

平城京の条坊設定方式について — 山中章氏の説に対する批判 —

平城京の都市設計は等間隔の方眼線を基準としており、条坊道路はその方格線を中軸線として設定される。大路と大路の中軸線の間隔は1500大尺（約531.9m）であり、大路に囲まれた一画は坊と称される。坊の中は、さらに東西、南北に通じる各3本の小路で区画されて16の坪（町）に分割される。坊の中央を交差する東西路と南北路は他の小路よりも原則として広く設定されている。そこで、これを坊間（条間）路と呼び、他の小路を坊間東（西）小路、条間北（南）小路と呼び分けることにしている¹⁾。京内の宅地や寺院は条坊道路に囲まれるのであるが、道路の幅が広ければそれだけ宅地の幅が狭くなり、また、周囲の道路の規模が異なれば、宅地の形状はさまざまな長方形をとることになる（図36）。

ところが、1993年に、山中章氏は「古代条坊制論」の中で、上記のような平城京条坊の設定原則を紹介した上で、「しかし、近年、計画線からはずれた位置に両側溝の検出される例が確認されるようになり、従来の説を再検討する余地が生じてきた。」とする²⁾。氏の分析結果を列記すると、「南北条坊」については、

A 大路は、全て計画線から（道路を）割く中心型をとっている。

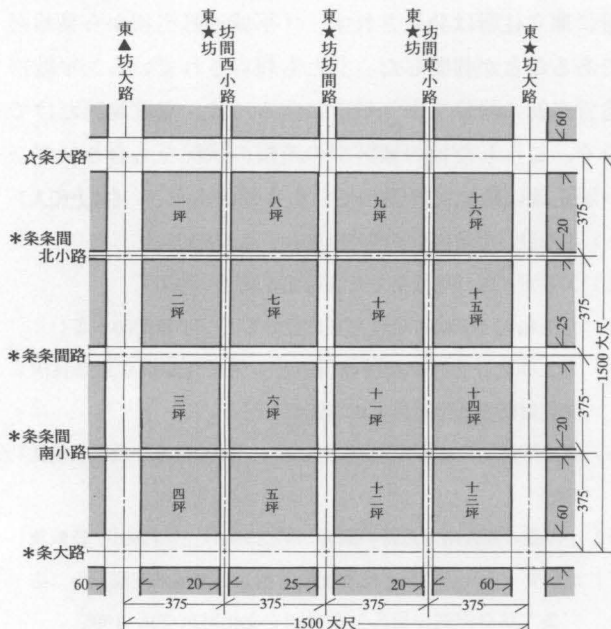


図36 平城京条坊設定模式図（左京）

B 坊間路や坊間小路には、明らかに一方の側溝と計画線の重なる例がみられる。

C 例えば、西三坊坊間西小路と西三坊坊間路では、東側溝と計画線が一致する。〔東側溝型〕

D 東三坊坊間小路は西側溝に計画線が一致する。〔西側溝型〕

E 坊間路や坊間小路の中で計画線を中心に置かない例では、東三坊坊間路を除きいずれも東側溝に計画線を一致させる東側溝型をとる。

また「東西条坊」については、

A 二条大路が路面を三等分した北三分の一に計画線を置くという特殊な配置をする以外は、大路はいずれも計画線と路面心が一致している。〔中心型〕

B 条間路や条間小路は中軸線に一致させる例が極めて少なく、四条条間北小路以北の4本があるに過ぎない。

C 五条条間北小路以南の条間路や条間南小路は全て南側溝型である。これに対し三条条間南小路以北の条間路、条間小路は、一条条間路を除き全て北側溝型である。

以上の所見を提示して、山中氏は、こうした状況は「造営時期の違いを反映した可能性」を示すのであり、「平城京の条坊に至ってもなお、大路を中心とする骨格は完成していたが、全体は必ずしも一斉にとりかかったわけではないことが確認できた」と論じるのである。しかし、私は、山中氏の事実分析は妥当ではないと考える。

以下に、山中氏が企図したと同じように、平城京の条坊道路が基準線（条坊計画線）とどのような位置関係にあるのかという点について、山中氏が論文中に提示したデータによって検証する。山中氏が示した「平城京条坊計画基準線と条坊との関係模式図」（図37）は、条坊道路の規模と宅地の幅と基準線の位置を表現したものであるが、数値はいずれも小尺で表されている。二条大路の幅員が42+84で126小尺であるのは、105大尺を換算した値であるので諒解するとして、多くの条坊道路や宅地が小尺の10の倍数で表記されているのは、平城京の造営当初の条坊が、大尺（あるいは歩。1歩=5大尺=6小尺）を土地測量使用尺として設計されていたことが、すでに山中氏がこの論文を著した当時明らかにされていた³⁾ことからすると不可解である。あるいは、西三坊大路のように、当時、側溝心々間距離60大尺という可能性が指摘されて

ただで、正確な確認例がないにもかかわらず、50+50で100小尺という道路規格が確定値として表示されているなど、この図の根拠に対する疑念は少なくない。しかし、その点は一旦おくことにして、かなり複雑に表現されているこの図表による説明の妥当性を問おう。

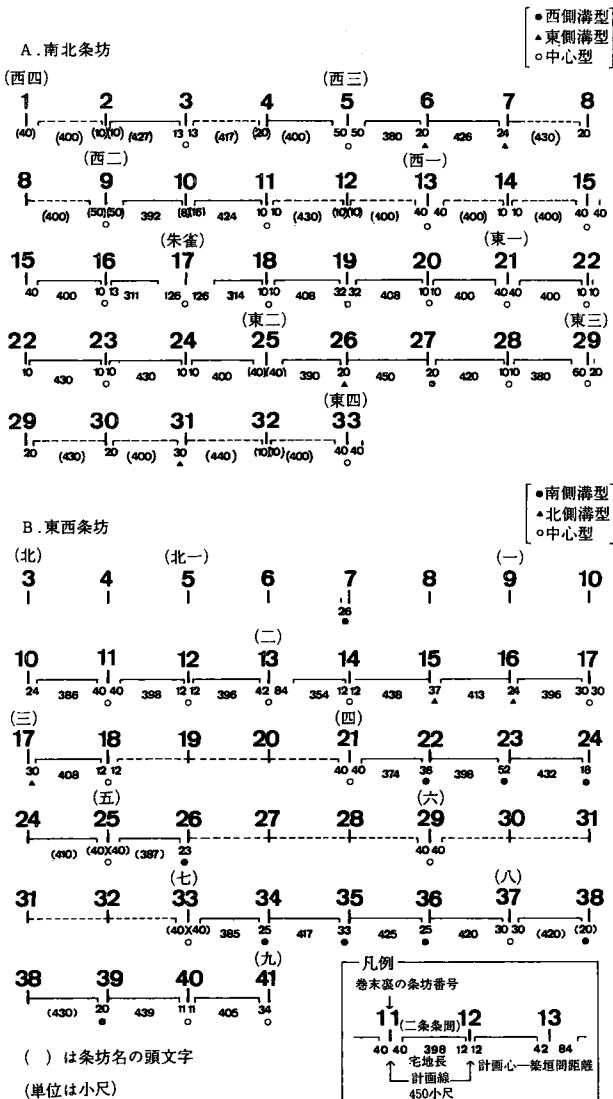


図37 山中章氏「平城京条坊計画基準線と条坊の関係模式図」

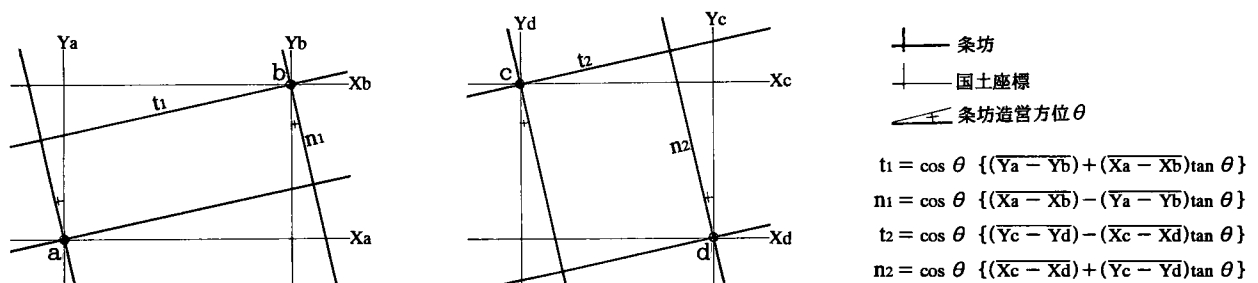


図38 国土座標と条坊造営寸法の換算式

山中氏も指摘するように、平城京の条坊は、こんにち発掘調査で測量する際に使用する尺度および座標体系とは異なった規矩で設計されている。ここでは、尺度については、山中氏が採用した1尺=0.296mを使うが、この値はあくまでも概数と考えておく必要がある。現在のところ、平城宮での比較的確実な遺構から算出すると、奈良時代初め頃の1小尺は0.2950~0.2963m(1大尺=0.3540~0.3556m)ほどとみられ⁹⁾、必ずしも確定した数値は得られていない。また造営方位の振れも、発掘遺構をもとにしてさまざまな数値が示されている。つまり、検討の対象とする2地点の間隔が広ければそれだけ変換による誤差が大きくなる危険性が生じてくることになる。平城京の条坊の規格を検討する場合、測量で得られた国土座標値を平城京条坊の規矩に変換しようとする、したがって、できるだけ近接した位置で、またたとえば東西方向の条坊の場合、比較する2地点ができるだけ南北方向に離れていない事例を選んで検討する必要がある。

山中氏の示したデータから、まず南北方向の条坊道路についてみる。左京域で変則的な設定になっているとされる東三坊での事例を検討するに当たって、最も近接し、安定したデータを示す遺構は「中心型」をとる東二坊坊間東小路(山中氏のデータNo24-3)である。ここでは東西両側溝が同じ調査区内で確認されている。この道路遺構の中軸線から「二条条間」における「東三坊坊間西小路東側溝」(No26)までの条坊上の東西距離は、山中氏が示した左京域における南北方向の造営方位 $N0^{\circ}18'14''W$ を用いて算出すると、268.23mとなる。(条坊上の計測数値については、10cm単位より以下は実際上、意味をなさないと考えているが、ここでは山中氏が提示した数値の度合いに合

合わせて検討をすすめる。)これは1小尺=0.296mで除すると906.18小尺となる。山中氏によると、この小路は〔東側溝型〕であるので、900小尺となるべきところであるが、やや長過ぎる⁵⁾。また「二条条間南」における「東三坊坊間小路西側溝」(No.27)までは394.525mとなり、1332.85小尺ということになるが、〔西側溝型〕であるならば1350小尺(=450小尺×3坪)であるはずが、著しく短い。「三条」で確認された「東四坊坊間小路」(No.31-2)では東西両側溝が揃って検出され、安定したデータが得られている。この中軸線とNo.24-3の道路中軸間は930.4mであり、東西7坪分の間隔3150小尺とすると1小尺=0.2954mであり、正しく中軸線上に道路が設定されたと判断しうる。つまり、山中氏のいう〔東側溝型〕とみる必要はないのである。

左京城だけをみても、山中氏の主張する〔西側溝型〕、〔東側溝型〕はことごとく成り立ち難い。ここでは紙幅の関係から、山中氏の提示する事例のすべての検証結果を提示しえないが、右京城における南北条坊道路についても、山中氏の指摘する事例については、いずれも道路中軸線が条坊計画線と一致するとみても問題がない⁶⁾。

いっぽう東西方向の条坊道路については、どうだろうか。比較的調査事例の集中している左京一坊、二坊での状況を見ると、南北両側溝が揃って検出されている安定したデータを示す遺構は「朱雀」における「三条条間北小路」(No.14-1)と「東一坊坊間西」における「五条条間北小路」(No.22)である。この2地点は東西に60m離れているだけであり、相互距離の、かなり信頼度の高い数値を得ることができる。この2つの東西条坊道路の心々間距離は山中氏の示す条坊造営方位の振れN0°17'53"Wを使って算出すると1061.91mとなる。これは1小尺=0.296mとすると3587.5尺であるが、条坊8坪分の設定距離3600小尺で除すると1小尺=0.2950mであり、この道路をあえて〔南側溝型〕とみる必要はない。とすれば、山中氏がすべて〔南側溝型〕であるとする五条条間北小路以南の条間路や条間小路は、いずれも〔中央型〕とみなすことができるのである。

あるいはNo.14-1に近接した位置にある「東二坊坊間」における「三条条間小路南側溝」(No.15)を例に引くと、〔中央型〕をとるNo.14-1の道路心からの条坊上の距離は144.72mとなる。この場合2地点が南北に比較的大きく

離れているので、造営方位のわずかな違いによる算出値の差異も大きくなる危険性が高いが、かりにこの数値を使って、0.296mで除すると488.9小尺となる。「三条条間小路」が〔北側溝型〕であり、この溝が南側溝であるならば、道路側溝心々間距離は38.9小尺となるが、山中氏のこの考説発表以前にすでに指摘していたように¹⁾、条間路の多くが25大尺(30小尺)であることを考えると過大である。(なお、山中氏の前記「関係模式図」(図37)には、条間路の規模がこの三条条間路では37尺、五条条間路が52尺、八条条間路が33尺などと表記されているが、この算定が何によっているのか示されておらず、少なくとも山中氏が提示したデータ表からは算出しえない数値である。)なおさらに、山中氏が「南側溝」として検討対象にしたこの東西溝SD1545は、氏がデータを引用した報告書⁷⁾では「六坪の北を画する築地の内側すなわち南側の雨落溝に比定」しているものであり、坪の内側(宮跡庭園)の遺構配置状況から判断しても、報告書の所見は至極妥当であると考えられる(図39)。そうとすれば、三条条間北小路と、この東西溝との間隔が想定されるよりもかなり大きいという事実は当然のことなのであり、三条条間路もまた〔中央型〕と判断して何ら問題ないことになろう。

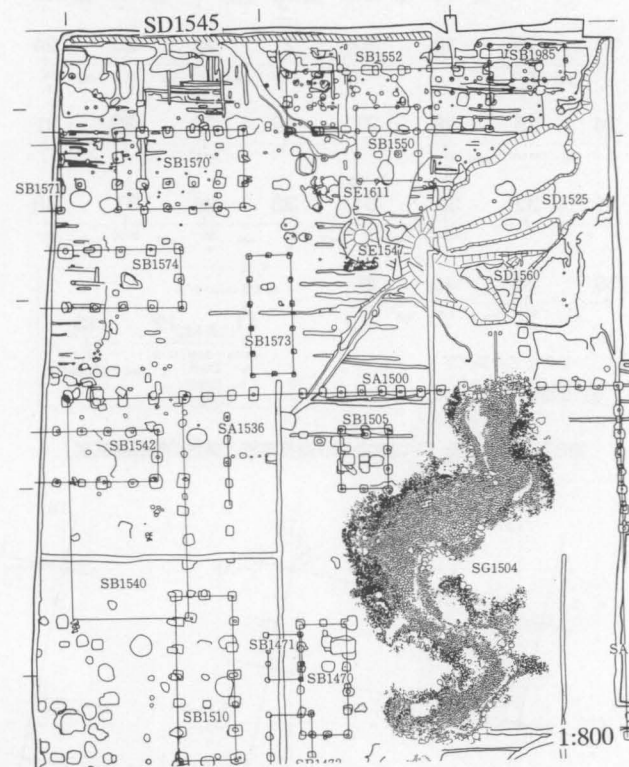


図39 平城京左京三條二坊六坪北辺の東西溝SD1545(注7文献より)

また、No.14-1と「東二坊坊間西」における「三条条間南小路南側溝」(No.16-5)との距離は271.07m(=0.296m×915.78小尺)であり、あえて北側溝に条坊基準線を想定すべき値とは思えない。かりに、この周辺での条坊の造営方位が、山中氏の言うN0°17'53"Wではなくて、N0°10'53"Wであったとすれば、両地点間の距離は269.95m、912小尺となり、道路中軸線で折り返せば24小尺=20大尺の側溝心々間距離をもつ通有の小路であるといえることになる。興味深いことに、山中氏が示したデータ表に基づけば、この三条条間南小路南側溝(No.16-5)と、そこから東に1.5kmほどの地点(「東四坊」)で調査されている同じ小路南側溝(No.16-1および16-2)のデータからは、左京域において三条条間南小路の南側溝はN0°09'20"Wの造営方位をもっていたことが判明する。要するに、No.16-5の事例も、山中氏がいうような〔北側溝型〕ではなく、間違いなく条坊計画線と道路中軸線が一致しているのである。

以上瞥見してきたように、山中章氏が提示した平城京条坊道路の変則的な設定のあり方についての見解は、事実とは異なっている。山中氏が数値上の誤解をおかした要因は、分析の前提条件の設定そのものにあることをここで指摘しなければならない。山中氏がとった方法は、「公表されている平面図から条坊の国土座標を計測し、予め計算した各交差点の条坊造営基準線(1尺=29.6cm、方位角北で西へ15分41秒の振れ)と検出された遺構とがどの

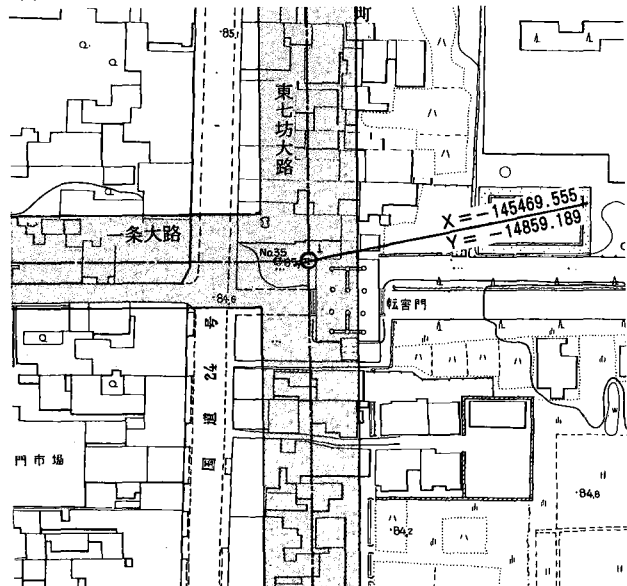


図40 1小尺=0.296m、造営方位角N0°15'41"Wで復元した東大寺転害門付近の条坊基準線 1:2000

ような位置関係にあるか」を検討して「法則性を見出す」というものであった。しかし、山中氏が分析作業を行う際に、まず行すべきは、この想定した条坊造営基準線が妥当かどうかという検証作業であったと考える。平城京の場合、条坊痕跡は遺存地割としてかなり良好な状況で現存している。あるいは、すでに発掘調査で確認されている条坊遺構で検証する方法もある。必ずしも正確ではない想定線を前提にして発掘遺構を評価する方法と、実際の遺構そのものから基準線を復原する方法と、いずれが正鵠を得ているかについては、もはや言うをまたないだろう。それでは迂遠に過ぎるという反論もあろうが、しかし、たとえば、山中氏が「予め」想定した条坊造営基準線に従えば、一条大路の東端に造営されたはずの東大寺転害門は一条大路の中心から11mも南にはずれ、しかも東七坊大路の路面上に建つことになる(図40)。平城京条坊の実態をより明確にするには、確実な事実を着実に積み重ねていくことが必要である。(井上和人)

- 1) 井上和人「都城の定型化」『季刊考古学』第22号 1988
- 2) 山中章「古代条坊制論」『考古学研究』第38巻第4号 1993、のちに山中『日本古代都城の研究』1997に収載。
- 3) 井上和人「古代都城制地割再考」『研究論集Ⅶ』奈良国立文化財研究所学報第41冊 1984
- 4) 井上和人「平城宮造営尺長について」『年報2000-Ⅲ』
- 5) たとえば、この周辺の条坊造営方位がN0°19'59"Wであり、造営尺が1小尺=0.2950mであったとすれば、No.24-3~No.26間の距離は268.45m=0.2950m×910小尺となり、〔中央型〕で側溝心々間距離20小尺の小路であったということにもなる。ことこれほど、造営尺長、造営方位角の微細な違いが、この種の検討作業には重大な要素となる。
- 6) 西三坊坊間西小路(No.6)についてみると、山中氏が掲載している表中、最寄りの「一条条間」における「西二坊坊間小路」(No.11-1)-Aとの間で、奈良市教委により西二坊大路(第283次・1993年)-B、西三坊坊間路(第292-1次・1994年)-Cの調査が実施され、東西両側溝を伴う道路遺構が確認されている。この成果にしたがって、山中氏が右京で採用した造営方位のN0°20'09"Wを使って各道路の中軸線間距離を求めると、A~Bが268.1m、B~Cが268.2mとなる。A(No.11-1)は山中氏も〔中心型〕と理解しているので、算出される間隔からするとわずかに過長であるものの、BおよびCも〔中心型〕ではないとするほどではない。そうであれば、Cの中軸線からNo.6の東側溝とされる南北溝までが128.6mとなるので、1坪の条坊設定寸法375大尺(=450小尺=133.0m)には大幅に足りないことになり、〔東側溝型〕とみるにはかなり無理があるということになる。事後のデータを用いての検証、批判は慎むべきとは思いますが、誤解を正さんがためと諒解されたい。
- 7) 奈良国立文化財研究所『平城京左京三条二坊六坪発掘調査報告書』1986(なお山中論文注では“奈良市教育委員会”刊とされているが、要訂正。)